

農業振興地域制度について

農業振興地域整備計画とは

優良な農地を確保・保全するとともに、地域農業の振興を図るための総合的な農業総合的な農業振興の計画です。

農業振興地域 農用地区域とは

今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地です。農業の発展のために必要な施策は、農用地区域を中心に行われます。（農地（田・畑）だけでなく一部原野・山林等も含まれます）

農用地区域でないと補助事業が該当しない場合もあります。

宅地化を検討中で、その場所が農業振興地域 農用地区域に指定されている場合には次の手続き（期間）が必要です。（要件があり、許可がでない場合もあります）農林課にご相談下さい。

1 農業用施設（農作業小屋・農機具格納庫等）の建築等、農業用に土地を使用する場合
手続き：農業振興地域 農用地区域から農業用施設用地への用途変更
必要期間： 宅地化予定箇所が農地の場合：（農地転用手続きも必要なため、約4ヶ月間）
" 農地以外の場合（約1ヶ月間）

2 1以外の建物の建築・農業用でない土地に使用する場合
手続き：農業振興地域 農用地区域からの除外
必要期間：地目に関わらず、約4ヶ月間（農地転用手続き期間含む）

平成21年度受付分から変更受付締め切り期日を次のとおり設定しますのでご承知下さい。

項目	締め切り期日	許可見込日 (1-、2)	許可見込日 (1-)
除外・編入 用途変更	5月5日	8月下旬	7月上旬
	9月5日	12月下旬	11月上旬
	1月5日	4月下旬	3月上旬

申請期限が市役所閉庁時は、次の開庁日までとします。

〒999-4292
山形県尾花沢市若葉町一丁目1番3号
尾花沢市役所 農林課農政係
TEL：0237-22-1111（内線147、148）
FAX：0237-24-0323